

宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定書

(効力等)

第5条 この協定の効力は、この協定の締結の日から起算して1年とする。ただし、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛のいずれからも異議の申出がないときは、この協定は1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定を締結した証として、本書8通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月28日



甲 宮崎県



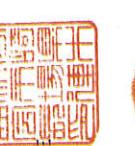
乙 宮崎県市長会
会長 戸 敷



丙 宮崎県町村会
会長 黒木 定



丁 宮崎県森林組合連合会
代表理事長 甲斐若佐



戊 宮崎県木材市場連盟
会長 甲斐若佐



己 宮崎県木材協同組合連合会
代表理事長 高嶺清



庚 宮崎県森林素材生産事業協同組合連合会
代表理事長 山口俊



辛 宮崎県警察本部
警察本部長 野口泰

(協定の内容)

第2条 丁、戊、己及び庚は、各会員たる事業所及びその従業員に対し、次の取組について理解を得よう努めるものとする。

- (1) 会員自らが行う伐採現場において、誤伐事案が発生した場合には、直ちに関係する市町村に連絡するとともに、森林所有者に誠意を持つて対処すること。
- (2) 会員以外が行う伐採現場において、誤伐若しくは盜伐が疑われる事案を発見したときは又は森林所有者から誤伐若しくは盜伐に関する相談若しくは連絡を受けたときは、直ちに関係する市町村に連絡するとともに、所管する警察署に通報すること。
- (3) 市町村及び甲が実施する現地及び書類等の確認並びに情報提供の依頼に対し、積極的に協力すること。

2 市町村は前項第1号及び第2号の連絡を受けたときは又は森林所有者から誤伐若しくは盜伐に関する相談を受けたときは、速やかに調査し、甲及び所管する警察署に報告するものとする。

3 甲は前項の規定による報告を受けたときは、市町村に対し的確な指導を行うとともに、市町村が行う伐採事業者等の指導に協力するものとする。また、森林の誤伐及び盜伐を未然に防止するため、森林の境界の明確化を支援するとともに、伐採事業者及び森林所有者に対して普及啓発に努めるものとする。

4 甲、丁、戊、己、庚及び市町村は、辛の検査に積極的に協力するものとする。

5 辛は、甲、丁、戊、己、庚及び市町村の活動に資するため、誤伐及び盜伐に関する情報提供等を可能な範囲で行うものとする。

6 甲、丁、戊、己、庚、辛及び市町村は、森林の誤伐及び盜伐対策として必要があると認めるとときは、各流域森林・林業活性化センターと協力し、伐採パトロールを行うものとする。

(秘密の保持)

第3条 甲、辛及び市町村は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を業務以外で使用してはならない。

2 丁、戊、己及び庚は、この協定の運用に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせではない。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に關して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定するものとする。